「（仮称）仙台市手話言語条例」中間案に関する
市民意見聴取実施結果の概要について

１．実施概要

（１）実施期間

令和８年８月 26 日（水）～同年９月 28 日（月）

（２）周知方法

・仙台市議会だより第 213 号への案内文の掲載

・記者クラブレク（８月 21 日（金））における説明

・各区役所・総合支所案内窓口、市政情報センター、各区情報センター、各市民センター、議会受付における資料配布

・市議会ホームページ、市議会ＳＮＳによる周知

・パブリックコメントの概要を説明する手話動画の制作、公開

・市民説明会（９月２日（水）開催、参加者 53 人）

（３）意見提出方法

ＷＥＢ、郵送、ＦＡＸもしくは持参による提出（これらの方法による提出が難しい場合や、手話による意見提出を希望される場合は応相談）

２．意見聴取結果

（１）意見提出件数　114 件（個人：32 名、法人または団体：４者）

※市民説明会における意見も含む

（２）意見の内訳

	意　見　項　目	件数
1	総論・前文関係	４件
2	第１条―目的　関係	５件
3	第２条―基本理念　関係	５件
4	第３条―市の責務　関係	
	全般	12 件
	関係者からの意見聴取	12 件
	手話通訳者に関する施策	７件
	手話に触れる機会に関する施策	４件
	情報保障に関する施策	10 件
	周知・広報	３件
5	第４条―市民の役割　関係	３件
6	第５条―事業者の役割　関係	８件
7	第６条―学校教育における理解と関心の増進　関係	８件
8	第７条―災害時における対応　関係	７件
9	第８条―医療機関等における取組　関係	８件
10	第９条―財政上の措置　関係	４件
11	附則　関係	２件
12	その他　関係	12 件